

第4回十勝中央合併協議会資料

報告第13号	住民アンケート調査結果報告書	別冊
協議第6号	公共的団体等の取扱いについて	1ページ
協議第7号	補助金・交付金等の取扱いについて	6ページ
協議第8号	防災関係事業の取扱いについて	26ページ

「協議第6号 公共的団体等の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	17 公共的団体等の取扱い
調整の内容	<p>公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。</p> <p>1 3町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>2 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて調整に努める。</p> <p>3 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。</p>

主な公共的団体等の現況			調整の具体的内容
幕別町	更別村	忠類村	
<ul style="list-style-type: none"> ・幕別町自衛隊協力会 ・幕別町納税貯蓄組合連合会(H16年度解散予定) ・幕別町土地開発公社 ・(株)幕別町地域振興公社 ・幕別町国際交流協会 ・幕別町民生委員児童委員協議会 ・池田地区保護司会幕別町分区 ・幕別町遺族会 ・北海道ウタリ協会幕別支部 ・身体障害者福祉協会幕別町分会 ・幕別町手をつなぐ親と子の会 ・幕別町社会福祉協議会 ・日本赤十字社幕別町分区 ・幕別町赤十字奉仕団 ・幕別町献血推進協議会 ・幕別町母子若葉会 ・幕別町老人クラブ連合会 ・幕別町生活安全推進協議会 H16年度一本化 (幕別町交通安全協会) (幕別町交通安全推進委員会) (幕別町防犯協会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・更別村自衛隊協力会 ・更別村納税貯蓄組合連合会 ・更別村土地開発公社(H16.9清算予定) ・(株)さらべつ産業振興公社 ・更別村民生委員児童委員協議会 ・広尾地区保護司会更別村分区 ・更別村遺族会 ・身体障害者福祉協会更別村分会 ・更別村手をつなぐ親と子の会 ・更別村社会福祉協議会 ・日本赤十字社更別村分区 ・更別村赤十字奉仕団 ・更別村献血推進協議会 ・更別村睦の会 ・更別村老人クラブ連合会 ・更別村地域安全・コミュニティ村民会議 - (更別村地域安全・コミュニティ村民会議) 更別村交通安全推進委員会 (更別村地域安全・コミュニティ村民会議) 	<ul style="list-style-type: none"> ・忠類村自衛隊協力会 ・忠類村納税貯蓄組合連合会 ・忠類村土地開発公社(H16年度解散予定) ・(株)忠類振興公社 ・忠類村民生児童委員協議会 ・広尾地区保護司会忠類村分区 ・忠類村殉公遺族会 ・身体障害者福祉協会忠類村分会 ・忠類村手をつなぐ親の会 ・忠類村社会福祉協議会 ・日本赤十字社忠類村分区 ・忠類村赤十字奉仕団 ・忠類村献血推進協議会 ・忠類村母子会 ・忠類村老人クラブ連合会 ・忠類村衛生協力会連合会 - 忠類村交通安全協会 忠類村交通・防犯推進委員会 (忠類村交通・防犯推進委員会) 	

主な公共的団体等の現況			調整の具体的内容
幕別町	更別村	忠類村	
<ul style="list-style-type: none"> ・幕別町地域担い手育成センター ・ゆとりみらい21推進協議会 ・(財)幕別町農業振興公社 ・幕別町援農協力会 ・幕別町水田農業推進協議会 ・幕別町家畜自営防疫組合 ・幕別池田酪農ヘルパー利用組合 ・幕別町森林組合 ・幕別町農業協同組合 札内農業協同組合 ・幕別町商工会 ・幕別町観光協会(H16年度物産協会と統合) ・幕別町学校教育振興会 ・幕別町児童生徒健全育成推進委員会 ・幕別町青年団体連絡協議会 ・幕別町子ども会育成連絡協議会 ・手づくりのまち推進委員会 ・幕別町文化協会(112団体) ・幕別小中高PTA連絡協議会 札内地区生活指導連絡協議会 南幕別地域生活指導連絡協議会 ・まくべつ町民芸術劇場 ・幕別町体育連盟(23団体) ・幕別町スポーツ少年団本部(32団体) ・幕別町PTA連合会 ・ふるさと館事業委員会 ・幕別町農業者年金協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・更別村農業担い手育成センター ・更別村農業経営・生産対策推進会議 ・更別村の自然を考える会 ・更別村農業労務者受入協議会 ・更別村家畜自営防疫組合 ・更別村酪農ヘルパー利用組合 ・更別森林組合 ・更別村農業協同組合 ・更別村商工会 ・更別村観光協会 ・更別村学校教育推進協議会 ・更別村農村青少年連合会 ・更別村地域子ども会(13団体) ・更別村女性団体連絡協議会 (更別村地域安全・コミュニティ村民会議) ・更別村文化協会(17団体) ・更別村生活指導連絡協議会 ・(更別村文化協会) ・更別村体育連盟(13団体) ・更別村スポーツ少年団本部(9団体) ・更別村社会体育指導者養成会 ・更別村どんぐり子供交流委員会 ・更別村PTA連合会 ・更別村農業者年金協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・忠類村担い手センター ・忠類村農業推進協議会 ・忠類村農業労働力調整協議会 ・忠類村家畜自営防疫組合 ・南十勝酪農ヘルパー利用組合 ・忠類村森林組合 ・忠類村農業協同組合 ・忠類村商工会 ・忠類村観光協会 ・忠類村学校教育振興会 ・忠類村青年会 ・忠類村地域子ども会育成連絡協議会 ・忠類村コミュニティ運動推進協議会 ・忠類村文化協会(20団体) ・忠類村芸術鑑賞協会 ・忠類村体育連盟(10団体) ・忠類村スポーツ少年団本部(4団体) ・忠類村生涯スポーツ指導者等育成協議会 ・忠類村PTA連合会 ・忠類村農業者年金協議会 	

公共的団体等の取扱いに関する考え方

1 公共的団体等の定義

公共的団体とは、農業協同組合、森林組合等の産業経済団体、老人ホーム、育児院等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体など公共的な活動を営むものは全て含まれ、公法人でも私法人でもよく、また、法人でなくてもよい。

(行政実例 昭和 24.1.13 昭和 34.12.16)

2 「公共的団体等の取扱い」として協議の対象としたもの

「公共的団体等の取扱い」として協議の対象とした公共的団体等は、

- (1) 団体の設置について町村が関与（補助）しているもの
- (2) 町村の区域をもって設置する旨の法的根拠があるもの
- (3) 町村の事業について大きく関与しているもの とした。

先進事例

きやまし 篠山市(兵庫県)

公共的団体については、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

(1) 各町共通の団体について

ア 新町との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

イ 郡単位の上部組織を有する団体については、原則として、合併時に郡組織を新町組織へ円滑に移行できるよう調整に努める。

ウ 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。

エ 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。

(2) 各町独自の団体について

原則として、現行のとおりとする。

西東京市(東京都)

公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

2市に共通している団体は、合併時に統合できるよう調整に努めるものとする。

2市に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合できるよう調整に努めるものとする。

2市に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合できるよう調整に努めるものとする。

2市独自の団体は、現行のとおりとする。

南アルプス市(山梨県)

公共的団体等の取扱いについては、現状のまま新市に移行することを基本とし、必要に応じて連合会方式を採用する中で、一本化できるものについては、合併後も含めて統合を図る。

おおさかみじまちょう 大崎上島町(広島県)

公共的団体等については、新町との一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、統合整備について調整に努める。

3町に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。

独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

やまがたし
山県市(岐阜県)

公共的団体の取扱い

公共的団体については、新町の一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努めるものとする。

3町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

3町村に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。

独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

土地開発公社の取扱い

伊自良村土地開発公社及び美山町土地開発公社については、高富町土地開発公社に債権を譲渡し債務を引き継ぎ、合併の前日までに解散するものとする。

高富町土地開発公社については、伊自良村土地開発公社及び美山町土地開発公社の債権を譲受し、債務を引き受け、新市における土地開発公社とする。

しゅうなんし
周南市(山口県)

公共的団体等については、新市に速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら調整に努めるものとする。

「協議第7号 補助金・交付金等の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	18 補助金・交付金等の取扱い
調整の内容	<p>補助金・交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮しつつ、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、そのあり方についての検討を行うものとする。</p> <p>1 3町村で同一あるいは同種の補助金・交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て、制度の統一化に向けて調整する。</p> <p>2 3町村において独自の補助金・交付金等については、制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、町域全体の均衡を保つように調整する。</p> <p>3 整理統合できる補助金・交付金等については、統合するよう調整する。</p>

現 況			調整の具体的内容
幕別町	更別村	忠類村	
の 別紙のとおり			

事業補助（国・道乗補助）

【3町村同一あるいは同種のもの】

（単位：千円）

幕別町		更別村		忠類村		調整の具体的内容
農業経営基盤強化促進対策事業資金利子補給費補助金	9,799	農業経営基盤強化資金利子補給費補助金	2,707	農業経営基盤強化資金利子補給費補助金	2,305	
天災資金利子補給費補助金	75	天災資金利子補給費補助金	0	天災資金利子補給費補助金	8	
森林整備地域活動支援交付金	3,311	森林整備地域活動支援交付金	3,509	森林整備地域活動支援交付金	8,506	
幕別町公費造林推進事業補助金	7,010	21世紀北の森づくり推進事業補助金	2,094	21世紀北の森づくり推進事業補助金	1,146	
幕別町除間伐推進事業補助金	574	更別村公費造林等推進事業補助金	1,002	忠類村人工造林事業補助金	1,108	

7

事業補助（国・道上乗補助）

【3町村独自のもの】

（単位：千円）

		現 況				調整の具体的内容
幕別町		更別村		忠類村		
幕別町身体障害者用自動車改造費助成金	0					制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、町域全体の均衡を保つように調整する。
高齢者事業団訪問開拓員設置事業補助金	5,599	高齢者事業団訪問開拓員設置事業補助金	1,400			
次世代農業者支援融資事業利子助成補助金	4,319	次世代農業者支援融資事業利子助成補助金	951			
農地保有合理化促進事業資金利子補給費補助金	109	農地保有合理化促進事業資金利子補給費補助金	25			
		農場リース円滑化事業利子助成金	91			
				中山間地域等直接支払交付金	46,915	
大家畜経営体質強化資金利子補給費補助金	585			大家畜経営体質強化資金利子補給費補助金	611	
大家畜経営活性化資金利子補給費補助金	274			大家畜経営改善支援資金利子補給費補助金	304	
				酪農経営負債整理資金利子補給費補助金	16	
大家畜経営維持資金利子補給費補助金	1,029					

8

団体補助（国・道乗補助）

【3町村同一あるいは同種のもの】

（単位：千円）

現 況						調整の具体的内容
幕別町		更別村		忠類村		
十勝地区身体障害者福祉協会幕別町分会助成金 社会福祉協議会及び共同募金会幕別町分会から	(50) (75)	十勝地区身体障害者福祉協会更別村分会運営事業助成金 共同募金会更別村分会から	230 (151)	十勝地区身体障害者福祉協会忠類村分会運営事業助成金 共同募金会忠類村分会から	(80)	関係団体等の理解と協力を得て、制度の統一化に向けて調整する。
幕別町老人クラブ連合会補助金	7,146	更別村老人クラブ連合会補助金	720	忠類村老人クラブ(連合会)補助金	370	

()内金額は「社会福祉協議会」又は「共同募金会分会」から支出されている補助金

団体補助（国・道乗補助）

【3町村独自のもの】

（単位：千円）

		現 況				調整の具体的内容
幕別町		更別村		忠類村		
幕別町民生委員活動費交付金	3,768					制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、町域全体の均衡を保つように調整する。
小規模授産施設運営費補助金	7,750					
		更別どんぐり福祉会運営費補助金 (H16年度から)	(48,856)			

()内金額は平成16年度予算額

事業補助（町村単独）

【3町村同一あるいは同種のもの】

（単位：千円）

		現 況				調整の具体的内容
幕別町		更別村		忠類村		
幕別町電動生ごみ処理機購入設置 助成金	416	家庭用生ごみ処理容器助成金 更別村公衆衛生推進協議会 (H15年度から更別村地域安全・コ ミュニティ村民会議)から	(78)	コンポスター購入助成金 忠類村衛生協力会連合会から	(27)	関係団体等の理解 と協力を得て、制 度の統一化に向け て調整する。
ふるさと土づくり支援事業補助金	6,111	土づくり推進事業助成金	672	土づくり対策事業補助金	1,102	
海外農業研修事業補助金	450	更別村産業振興促進事業補助金	350	担い手育成指導事業補助金	296	
新規就農者支援奨励金	4,047	新規就農者支援事業助成金	1,980	新規就農者誘致奨励金	2,723	
農業用廃棄物再生処理対策事業補 助金	893	農業用廃棄物再生処理事業助成金	2,278	農業用産業廃棄物処理事業補助金	626	
幕別町企業開発促進事業補助金	7,013	更別村企業振興促進事業補助金	0	忠類村企業誘致促進事業補助金	0	
家庭教育学級運営費補助金	600	幼稚園・小・中学校家庭教育学級活 動助成金	268	家庭教育学級補助金	131	

()内金額は、町村が助成を行っている衛生関係団体から支出されている補助金

二

事業補助（町村単独）

【3町村独自のもの】

（単位：千円）

		現 況				調整の具体的内容
幕別町		更別村		忠類村		
近隣センター運営交付金	5,500					制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、町域全体の均衡を保つように調整する。
近隣センター使用料還付金	416					
		ふるさと創生事業助成金	638	忠類村誇れる村づくり奨励事業補助金	16	
公区案内板設置補助金	75					
公区会館建設助成金	0					
特別養護老人ホーム建設費補助金	3,308					
幕別町老人居室等整備事業補助金	379	更別村高齢者等住宅整備資金利子補給費補助金	36			
公衆浴場確保対策事業補助金	1,092					
				村民交通傷害保険加入補助金	169	
				あげお物産展参加事業補助金	50	
				忠類村畑作改善研究会運営事業補助金	370	
				主要畑作物等栽培新技術検討事業補助金	300	
				百合根生産振興対策事業補助金	1,300	

に

事業補助（町村単独）

【3町村独自のもの】

（単位：千円）

		現 況				調整の具体的内容
幕別町		更別村		忠類村		
		地力増進対策事業助成金	261			
幕別町畜産祭り・家畜共励会等補助金	700	(家畜品評会報償費)	68	忠類村家畜品評会補助金	262	
				十勝共進会出陳補助金	84	
				忠類村自給飼料確保対策事業補助金(H15～H18年度まで)	600	
				忠類村農用雌馬導入事業利子補給費補助金	15	
		更別村自力草地更新事業助成金(H16～H19年度事業)	(1,200)			
		有害鳥獣捕獲事業補助金	100	猟友会大樹支部忠類部会補助金	80	
				エゾシカ対策事業補助金	241	
新農政推進対策資金利子補給費補助金	348					
農家負債軽減対策利子補給費補助金	212					
幕別町特産品開発調査研究活動費補助金	150			忠類村特産物振興開発事業補助金(H16年度から誇れる村づくり奨励事業に統合)	0	
幕別町中小企業融資保証料補助金	7,712	更別村中小企業近代化資金利子等補給事業助成金	1,112			
幕別町中小企業融資利子補給費補助金	5,771					

事業補助（町村単独）

【3町村独自のもの】

（単位：千円）

現 況						調整の具体的内容
幕別町		更別村		忠類村		
		更別村中小企業者事業資金利子等補給事業助成金	1,564	忠類村中小企業者事業資金利子補給費補助金	889	
パークプラザ等整備事業補助金	20,509					
北海道季節移動労働者傷害保険共済制度加入助成金	0					
				忠類村中小企業退職金共済制度奨励事業補助金	930	
農用地排水改善対策事業補助金	3,925	更別村明渠排水事業補助金	892			
幕別町農業用施設維持管理事業補助金	1,700					
		道路愛護事業奨励金	131			
		更別村賃貸住宅建設促進事業建設費助成金	24,410			
		更別村賃貸住宅建設促進事業固定資産税納付助成金	0			
		更別村賃貸住宅建設促進事業利子補給助成金	704			
		更別農業高等学校海外実習事業助成金	2,940			
スケートリンク整備交付金(各小中学校)	3,447	更別小学校スケートリンク造成助成金	260	(スケートリンク造成委託金)	350	
		上更別小学校スケートリンク造成助成金	260			

事業補助（町村単独）

【3町村独自のもの】

（単位：千円）

		現 況				調整の具体的内容
幕別町		更別村		忠類村		
幕別町遠距離通学費補助金	347					
幕別町奨学資金交付金	1,428					
特色ある教育活動支援事業交付金	2,900					
		青少年健全育成事業助成金	30			
パークゴルフ場管理交付金	150					
十勝管内スポーツフェスタ補助金	440	十勝管内スポーツフェスタ補助金 体育連盟から	(190)			
全国、全道文化・スポーツ大会参加 助成金	3,977	社会教育関係における各種大会等 派遣の際の助成金	673	(随時)		
		中体連各種競技大会助成金	304			
		少年の主張等派遣助成金	22			
幕別町小学生国内研修派遣事業補 助金	801	更別村どんぐり子供交流事業助成 金	1,700	(上尾市子ども交流事業委託料)	550	
幕別町中学生海外研修派遣事業補 助金	3,500					
幕別町国際交流ホストファミリー助 成金 H15年度から	120					

事業補助（町村単独）

【3町村独自のもの】

（単位：千円）

現 況					調整の具体的内容
幕別町		更別村		忠類村	
幕別町中学生国内研修派遣事業補助金 H15年度から	450				
幕別町高校生海外研修派遣事業補助金 H15年度から	500				
幕別町高校生海外留学補助金 H15年度から	300				
幕別町海外研修派遣事業補助金	750				

()内金額は「社会福祉協議会」、「共同募金会分会」、「体育連盟」のいずれかから支出されている補助金又は平成16年度予算額
 ()で名称を表したものは、予算上、負担金補助及び交付金以外の節から支出されているもの

団体補助（町村単独）

【3町村同一あるいは同種のもの】

（単位：千円）

		現 況				調整の具体的内容
幕別町		更別村		忠類村		
職員交友会交付金	600	更別村役場交友会助成金	1,080	忠類村職員スポーツ振興会補助金	50	関係団体等の理解と協力を得て、制度の統一化に向けて調整する。
十勝管内町村対抗野球大会参加負担金助成金	20					
公区運営費交付金	4,503	行政区運営費助成金	5,108	行政区補助金	1,014	
池田地区保護司会幕別町分区助成金 社会福祉協議会から	(120)	広尾地区保護司会更別村分区運営事業助成金	120	保護司会補助金	60	
幕別町遺族会助成金 社会福祉協議会から	(200)	更別村遺族会運営助成金	200	忠類村殉公遺族会運営助成金 共同募金会忠類村分区から	(120)	
		更別村遺族会護国神社参拝助成金 社会福祉協議会から	65 (30)			
幕別町手をつなぐ親と子の会運営事業助成金 社会福祉協議会から	(50)	更別村手をつなぐ親と子の会運営事業助成金 共同募金会更別村分会から	40 (136)	忠類村手をつなぐ親と子の会運営事業助成金 共同募金会忠類村分会から	(40)	
幕別町社会福祉協議会補助金	15,346	更別村社会福祉協議会運営事業助成金	8,156	忠類村社会福祉協議会補助金	9,380	
幕別町母子若葉会助成金 社会福祉協議会から	(40)	更別村睦の会運営事業助成金 共同募金会更別村分会から	160 (80)	忠類村母子会助成金(休止中) 共同募金会忠類村分会から	(0)	
幕別町交通安全協会助成金(H16年度から生活安全推進協議会)	500	更別村交通安全協会助成金(H15年度から更別村地域安全・コミュニティ村民会議)	529	忠類村交通安全協会助成金	200	
幕別町防犯協会助成金(H16年度から生活安全推進協議会)	904	更別村防犯協会運営事業助成金(H15年度から更別村地域安全・コミュニティ村民会議)	262	忠類村交通・防犯推進委員会助成金	311	

団体補助（町村単独）

【3町村同一あるいは同種のもの】

（単位：千円）

		現 況				調整の具体的内容
幕別町		更別村		忠類村		
ゆとりみらい21推進協議会補助金	2,790	更別村農業経営・生産対策推進会議(地域づくり対策運営事業)補助金	607	農業推進協議会運営事業補助金	0	
		更別村農業経営・生産対策推進会議(生産対策運営事業)補助金	1,500			
幕別町乳牛検定組合補助金	900	更別村乳牛検定組合補助金	2,000	忠類村乳質等レベルアップ促進事業補助金	1,500	
幕別町家畜自衛防疫組合補助金	65	更別村家畜自衛防疫組合補助金	180	忠類村家畜自衛防疫組合補助金	148	
幕別池田酪農ヘルパー利用組合補助金	910	更別村酪農ヘルパー利用組合補助金	1,375	南十勝酪農ヘルパー事業振興補助金	1,100	
幕別町民有林振興対策事業補助金	1,050	林業指導事業助成金	2,160	民有林振興指導事業補助金	2,500	
幕別町商工会振興事業助成金	29,018	商工会運営事業助成金	13,968	商工会経営改善普及事業補助金	10,060	
季節労働者協議会補助金	340	帯広建設勤労者企業組合更別会場運営事業助成金	30	積寒給付金制度推進事業補助金	180	
幕別町観光協会運営助成金 H16年度から幕別町観光物産協会に移行	7,420	更別村観光協会運営助成金	2,271	忠類村観光協会補助金	2,650	
幕別町学校教育振興会補助金	4,300	更別村学校教育推進協議会補助金	1,782	忠類村学校教育振興会補助金	1,310	
幕別町青年団体連絡協議会補助金	200	更別村農村青少年連合会活動事業助成金	200	忠類村青年会補助金	90	
幕別町子ども会育成連絡協議会補助金	700	更別村地域子ども会育成助成金	351	忠類村地域子ども会補助金	172	

団体補助（町村単独）

【3町村同一あるいは同種のもの】

（単位：千円）

		現 況				調整の具体的内容
幕別町		更別村		忠類村		
手づくりのまち推進委員会交付金	300	更別村地域安全・コミュニティ村民会議補助金(H15年度から)	276	忠類村コミュニティ運動推進協議会補助金	120	
文化団体活動費補助金	700	文化協会活動助成金	765	文化協会補助金	410	
町民芸術劇場交付金	5,000	文化協会芸術鑑賞助成金	720	忠類村芸術鑑賞協会補助金	90	
幕別町体育連盟振興補助金	1,600	更別村体育連盟活動事業助成金	1,305	忠類村体育連盟補助金	590	
幕別町スポーツ少年団体育成補助金	450	スポーツ少年団活動事業助成金	671	忠類村スポーツ少年団本部補助金	290	
幕別町PTA連合会活動費補助金	300	更別村PTA連合会活動事業助成金	180	忠類村PTA連合会補助金	54	

()内金額は「社会福祉協議会」、「共同募金会分会」のいずれかから支出されている補助金

団体補助（町村単独）

【3町村独自のもの】

（単位：千円）

		現 況				調整の具体的内容
幕別町		更別村		忠類村		
幕別町自衛隊協力会補助金	93	更別村自衛隊協力会助成金	162			制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、町域全体の均衡を保つように調整する。
		更別村納税貯蓄組合連合会助成金	463	忠類村納税推進交付金	50	
		更別村農業青色申告会助成金	270	(忠類地区税申告協議会委託金)	600	
NPO国際パークゴルフ協会補助金	2,500					
国際交流協会補助金	300					
		友好姉妹町村交流推進委員会助成金	508			
東京幕別会補助金	50	ふるさと交流事業実行委員会助成金	250			
へき地保育所運営委員協議会交付金	270					
赤ちゃんクラブ補助金 社会福祉協議会から	100 (50)					
				広尾地方食品衛生協会忠類支部助成金	40	
		更別村公衆衛生推進協議会助成金 (H15年度から更別村地域安全・コミュニティ村民会議)	1,246	忠類村衛生協会連合会補助金	50	
幕別町交通安全推進委員会交付金 (H16年度から生活安全推進協議会)	50			忠類村交通・防犯推進委員会補助金	351	

団体補助（町村単独）

【3町村独自のもの】

（単位：千円）

幕別町		更別村		忠類村		調整の具体的内容
現	況	現	況	現	況	
				忠類村農協青年部運営事業補助金	100	
		更別村若妻すみれ会運営事業助成金	270	忠類村農協女性部運営事業費補助金(H15 から休部)	100	
		更別村農業経営・生産対策推進会議(農業担い手育成センター運営事業)補助金	1,826	忠類村農業担い手センター運営事業補助金	350	
(財)幕別町農業振興公社運営費補助金	4,308					
援農協力会補助金	680	更別村農業労務者受入協議会運営事業助成金	450			
				忠類村畜産振興連絡協議会補助金	500	
幕別町和牛生産改良組合補助金	200	更別村和牛生産振興会補助金	360			
幕別町農民同盟振興補助金	3,500					
技能士会補助金	100					
日本労働組合連合会北海道連合会幕別地区連合会補助金	1,431	勤労者団体育成事業助成金	180			
幕別町消費者協会補助金	200					
幕別町物産協会助成金 H16年度から幕別町観光物産協会に移行	1,250					

団体補助（町村単独）

【3町村独自のもの】

（単位：千円）

		現 況				調整の具体的内容
幕別町		更別村		忠類村		
スキー場パトロール交付金	150			スキーパトロール隊補助金	267	
		更別村国営札内川地区かんがい排水事業促進期成会助成金	500			
公園管理交付金	1,281					
学校管理交付金	1,687			学校行事等運営費補助金(小・中学校)	719	
学校運営交付金	8,358					
江陵高等学校教育振興会補助金	2,000	更別農業高等学校教育振興会助成金	3,300			
複式教育研究会補助金	680	複式教育研究会助成金	140			
		更別村末広学級活動事業助成金	1,100			
幕別町児童生徒健全育成推進委員会交付金	550					
		更別村女性団体連絡協議会活動事業助成金	315			
地域生涯学習推進委員会補助金	150					
幕別小中高PTA連絡協議会交付金	150	更別村生活指導連絡協議会助成金	44			
札内地区生活指導連絡協議会交付金	200					

団体補助（町村単独）

【3町村独自のもの】

（単位：千円）

		現 況				調整の具体的内容
幕別町		更別村		忠類村		
南幕別地域生活指導連絡協議会交付金	50					
文化財保存補助金	100					
		スッチョイサ踊り保存会活動事業助成金	63			
		さらべつかしわ太鼓保存会活動事業助成金	220			
				ナウマン太鼓保存会補助金	50	
		更別村社会体育指導者養成事業助成金	87	忠類村生涯スポーツ等指導者協議会補助金	210	
		総合誌『さらべつ』編集委員会助成金	123			
ふるさと館事業委員会交付金	500					
		更別村農業者年金協議会運営助成金	45	(忠類村農業者年金協議会負担金)	50	

()内金額は、社会福祉協議会から支出されている補助金

()で名称を表したものは、予算上、負担金補助及び交付金以外の節から支出されているもの

先進事例

ささやまし 篠山市(兵庫県)

各町の補助金、交付金等は、従来からの経緯、実情等に配慮し、新町において検討するものとする。

- (1) 各町で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。
- (2) 各町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、町域全体の均衡を保つように調整するものとする。
- (3) 他の補助金に整理統合できる補助金については、統合の方向で調整するものとする。

西東京市(東京都)

2市の補助金については、その事業目的、効果を総合的に勘案し、両市で進めてきた補助金の見直しの視点を踏まえつつ、公共的必要性・有効性・公平性の観点から新市においても引き続き、そのあり方の検討を行う。当面次のように取り扱う。

- (1) 両市で同一或いは同種の団体に対する補助金は、団体の意向、協力を求めつつ統合等の推進も考慮し調整を図る。
- (2) 一方の市のみにある団体に対する補助金は、制度の経緯、実績を踏まえ新市において調整を図る。
- (3) 両市で同一或いは同種の事業に対する補助金は、制度の統一化に向けて調整を図る。
- (4) 一方の市でのみ実施している補助金は事業の実績を踏まえ、新市に移行後、市域全体の均衡を保つように調整を図る。

しゅうなんし 周南市(山口県)

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整するものとする。なお、補助金については以下のとおりとする。

- (1) 2市2町で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
- (2) 各市町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。
- (3) 整理統合できる補助金については、統合するよう調整する。

佐渡市(新潟県)

各種補助金、交付金等は、従来からの経緯・実情等に配慮し、公共的必要性、公平性、有効性の観点から見直し、検討する。

- (1) 同一あるいは同種の補助金等は、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。
- (2) 各市町村独自の補助金等は、従来の実績等を考慮し、目的を明確化し、均衡を保つよう調整する
- (3) 整理統合できる補助金等は、統合の方向で調整する。

安芸高田市(広島県)

各種補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮しながら、公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直した上で、新市において調整する。

- (1) 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。
- (2) 独自の補助金等については、従来からの経緯、実績及び目的等を考慮し、均衡を保つよう調整する。
- (3) 整理統合できる補助金等については、統合・廃止するよう調整する。

「協議第8号 防災関係事業の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	22-2 防災関係事業の取扱い
調整の内容	<p>1 防災会議については、新町において設置する。</p> <p>2 地域防災計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>3 相互応援協定等については、関係団体と協議のうえ新町において調整する。</p> <p>4 防災行政無線については、現設備を新町に引き継ぐものとする。</p>

26

区分	現況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
1 防災会議	<p>幕別町防災会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織体制 会長 町長 委員 13名 	<p>更別村防災会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織体制 会長 村長 委員 12名 	<p>忠類村防災会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織体制 会長 村長 委員 13名 	新町において設置する。
2 地域防災計画	<p>幕別町地域防災計画 平成元年度策定 (平成16年度一部修正予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の内容 本編 総則 防災組織 災害情報通信計画 災害予防計画 災害応急対策計画 特殊災害対策計画 事故災害対策計画 災害復旧計画 	<p>更別村地域防災計画 昭和59年度策定 (平成14年度一部改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の内容 風水害等防災計画編 総則 災害予防計画 災害応急対策計画 災害復旧計画 	<p>忠類村地域防災計画 昭和39年度策定 (平成10年度全文改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の内容 風水害等防災計画編 総則 災害予防計画 災害応急対策計画 災害復旧計画 	新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。

区分	現況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
2 地域防災計画 (つづき)	資料編 ・避難場所 27箇所 ・避難収容施設 27箇所	地震防災計画編 総則 災害予防計画 災害応急対策計画 災害復旧計画 ・避難場所 15箇所 ・避難所 31箇所	地震防災計画編 総則 災害予防計画 災害応急対策計画 災害復旧計画 ・収容避難所 8箇所	
3 災害時の相互 応援支援協定	・災害時の医療救護活動に関する協定 ・災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定 ・災害時における幕別町内郵便局と幕別町間の協力に関する協定 ・災害時における幕別町商工会と幕別町間の協力に関する協定 ・P Gネットワーク相互応援協定	・災害時の医療救護活動に関する協定 ・災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	・災害時の医療救護活動に関する協定 ・災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	関係団体と協議のうえ新町において調整する。
4 防災行政無線	該当なし	防災行政無線 遠隔制御装置 2台 主制御装置 1台 基地局 2台 陸上移動局 14台 携帯局 4台 屋外拡声装置 5機 個別受信機 1,186台 (全戸配布 - 無償貸与)	防災行政無線 遠隔制御装置 1台 基地局 1台 屋外拡声装置 3機 個別受信機 726台 (全戸配布 - 無償貸与)	現設備を新町に引き継ぐものとする。

防災関係事業の取扱いに関する法令

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

（市町村の責務）

第5条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（第8条第2項において「自主防災組織」という。）の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第1項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（市町村防災会議）

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適當又は困難であるときは、第1項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととするとき（第2項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、都道府県知事に協議しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による協議に際しては、当該都道府県防災会議の意見を聴かななければならない。

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第2項の規定により設置された市町村防災会議にあっては、規約）で定める。

（関係行政機関等に対する協力要求）

第21条 都道府県防災会議及び市町村防災会議（地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(市町村地域防災計画)

第42条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項

3 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、都道府県知事は、都道府県防災会議の意見をきかなければならない。

4 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、その要旨を公表しなければならない。

5 第21条の規定は、市町村長が第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

先進事例

あきる野市(東京都)

当面は現行のとおり。災害時における指揮命令系統に支障が生じないように、早期に統一できるように調整する。

西東京市(東京都)

総合防災訓練、防災行政無線は、現行の内容を統一して実施。

おおさきかみじまちょう

大崎上島町(広島県)

- (1) 地域防災計画については、新市において速やかに策定するものとする。
- (2) 伊自良村及び美山町の防災行政無線(同報系)の運用は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において速やかに周波数の統一を図り、遠隔操作設備を市庁舎及び消防本部に整備するものとする。
- (3) 防災行政無線(移動系)の運用については、当分の間は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において速やかに3町村の周波数の統一を図るものとする。

やまやまがたし

山県市(岐阜県)

- (1) 災害対策本部、防災会議については合併時に新たに設置する。
- (2) 地域防災計画については、新町において速やかに策定する。
- (3) 防災無線については、新町において速やかに統合を図る。

いの町(高知県 合併予定-平成16年10月1日)

- (1) 地域防災計画は、合併後新町において速やかに策定する。
- (2) 災害対策本部及び配備体制については、合併後速やかに本・支所ごとに定める。
- (3) 災害時の相互応援支援協定については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (4) 防災訓練については、地域防災計画策定時に計画する。
- (5) 避難場所については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (6) その他防災組織設置については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (7) 同報系無線(固定系)については、既設備を運用し、緊急放送体制を確保する。
移動系防災無線については、既設備を運用する。